

平成 2 2 年第 1 回尾鷲市議会定例会会議録

平成 2 2 年 3 月 2 日（火曜日）

議事日程（第 1 号）

平成 2 2 年 3 月 2 日（火）午前 1 0 時開会

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市一般会計予算の議決について |
| 日程第 4 | 議案第 2 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計予算の議決について |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について |
| 日程第 7 | 議案第 5 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について |
| 日程第 8 | 議案第 6 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について |
| 日程第 9 | 議案第 7 号 | 平成 2 2 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について |
| 日程第 1 0 | 議案第 8 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 0 号）の議決について |
| 日程第 1 1 | 議案第 9 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 0 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 1 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 2 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）の議決について |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 3 号 | 平成 2 1 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 3 号）の議決について |

- 日程第 1 6 議案第 1 4 号 職員の給与に関する条例及び尾鷲市職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号 尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 尾鷲市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 尾鷲市消防団条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 尾鷲市道路線の変更について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定につい
て
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定につい
て
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定
について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指
定について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管
理者の指定について
(提案説明、審議留保)
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 尾鷲市教育委員会委員の選任について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 尾鷲市公平委員会委員の選任について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 尾鷲市固定資産評価審査委員会委員の選任について
(提案説明、質疑、採決)
- 日程第 3 0 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 1 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
(提案説明、質疑、採決)

出席議員(16名)

1 番 北 村 道 生 議 員	2 番 内 山 議 員
3 番 端 無 徹 也 議 員	4 番 田 中 勲 議 員

5番	三	林	輝	匡	議員	6番	神	保	美	也	議員
7番	南		靖	久	議員	8番	三	鬼	和	昭	議員
9番	與	谷	公	孝	議員	10番	大	川	真	清	議員
11番	濱	中	佳	芳子	議員	12番	三	鬼	孝	之	議員
13番	高	村	泰	徳	議員	14番	濱	口	文	生	議員
15番	中	垣	克	朗	議員	16番	真	井	紀	夫	議員

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市	長	岩	田	昭	人	君
副	市	長	横	田	浩	一
会	計	管	理	者	兼	出
納	室	長	湯	浅	英	男
市	長	公	室	長	仲	明
総	務	課	長	三	木	正
防	災	危	機	管	理	室
長	税	務	課	長	川	口
福	祉	保	健	課	長	明
環	境	課	長	吉	澤	壽
市	民	サ	ー	ビ	ス	課
建	設	課	長	大	倉	良
新	産	業	創	造	課	長
水	産	農	林	課	長	野
水	道	部	長	山	下	恭
尾	鷲	総	合	病	院	事
務	長	宮	本	忠	明	君
尾	鷲	総	合	病	院	総
務	課	長	大	川	一	文
尾	鷲	総	合	病	院	医
事	課	長	世	古	讓	治
教	育	委	員	長	平	山
教	育	長	畑	中	伸	稔
教	育	委	員	会	教	育
総	務	課	長	岩	出	育
教	育	委	員	会	生	涯
生	涯	学	習	課	長	川
監	査	委	員	濱	田	俊
						次
						君

監 査 委 員 事 務 局 長

濱 野 薫 久 君

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長

山 本 和 夫

次 長 兼 議 事 ・ 調 査 係 長

内 山 雅 善

議 事 ・ 調 査 係 主 査

竹 平 專 作

〔開会 午前10時00分〕

議長（三鬼和昭議員） おはようございます。

これより平成22年第1回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 皆さん、おはようございます。

3月を迎え、日ごとに暖かさを増す季節となりました。本日、議員の皆様方には、平成22年第1回定例会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会は、新年度に向けての大変重要な定例会でございます。本定例会には、議案27件と諮問2件を提出させていただきました。何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において4番、田中勲議員、5番、三林輝匡議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から3月25日までの24日間といたしたいと思っております。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月25日までの24日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第1号「平成22年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から、日程第26、議案第24号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理者の指定について」までの計24議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました24議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 平成22年第1回定例会の開会に当たり、平成22年度当初予算を含めた諸議案についてのご説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

また、議員各位におかれましては、市政の発展と市民の安心・安全な暮らしを実現するため、日夜ご尽力を賜っておりますことに対し、心から敬意を表する次第であります。

初めに、2月27日に南米チリの沿岸で発生したマグニチュード8を超える巨大地震によって、日本の広い範囲で津波警報などが28日に発表されました。

本市を含む三重県南部においては、高いところで2メートルの津波が予測されたことから、昭和35年に来襲したチリ沖地震津波のように、多数の家屋の浸水被害が発生するのではと懸念を抱き、緊張感を持って対応に当たりました。本市では、避難勧告及び避難指示を発令し、238名の方が避難所へ避難するなど津波の来襲に備えたところ、最大で60センチの津波にとどまり、結果として、特に被害をもたらすことなくおさまったことに安堵したところでございます。

しかし、予測された2メートルの津波が来襲していた場合のことを考えると、今後とも、さらに多くの方々に速やかな避難行動をとっていただけるよう防災風土の醸成を図っていく必要があると考えております。

また、2月26日に発生いたしました海洋深層水取水・分水施設における取水障害につきましては、海洋深層水をご利用いただいている皆様を始め市民の皆様に、ご迷惑とご心配をおかけいたしましたことをまずもっておわびいたします。

トラブル発生後、直ちに指定管理者を始め、担当課職員や施工業者が装置等の点検、取水作業を繰り返し行い、トラブルの解消に努めておりますが、現時点で解消には至っておりません。原因につきましては、陸上側の装置、設備類に異常が見られないことから、取水管に何らかの生物が入り込み、取水障害が発生したと思われます。引き続き、通常取水ができるよう全力で取り組んでおりますので、

状況が改善次第ご報告いたします。

次に、水産振興についてであります。

近年の水産業は、漁業従事者の高齢化や若者の漁業離れがとまらず、後継者不足が深刻化するとともに、水揚げ量の減少や魚価の低迷が依然として解消されず、生産者や漁協の経営もさらに厳しい状況にあります。このような中、志摩市以南の12漁協では、欠損金処理を含む組織強化・再編に取り組むため、本年2月1日に合併し、三重外湾漁業協同組合を設立しました。今回の合併では、三重県漁協改革基盤強化スキームによる自助努力と系統支援を柱として、欠損金及び債務の解消を図る計画となっておりますが、関係市町に対しても、借換資金に対する保証料や事務の合理化を図る施設整備費に対しての支援要望が出されており、本市といたしましても、支援を行ってまいりたいと考えております。

また、三木浦漁港の荷さばき施設が、県営三木浦漁港広域漁港整備事業に係る臨港道路の整備により取り壊されることに伴い、新たに整備される荷さばき施設の整備事業に対して、国、県とともに事業支援をしてまいります。

後継者対策につきましては、就業フェアでのPR活動や東紀州地域雇用創造推進協議会と共同で漁業体験教室を開催したところ、梶賀大敷株式会社に2名、早田大敷株式会社に1名が就業いたしました。今後もさらに後継者対策を推進するため、PR活動や体験教室を開催するとともに、新たな施策について検討し、担い手の育成に取り組んでまいります。

漁業環境の整備につきましては、これまで藻場造成事業を実施した地区の中に、順調に回復している藻場がある反面、依然として磯焼け状態の地区もあることから、継続的な追跡調査や原因究明を行うとともに、種苗の供給やウニなどによる食害対策を実施し、水産資源の保護、増殖に努めてまいります。

水産基盤整備事業につきましては、本年度から着工しました津波・高潮危機管理対策緊急事業による防潮扉の動力化事業を、大曾根浦漁港1門、古江漁港1門の計2門について引き続き整備を行ってまいります。

また、漁港施設の長寿命化を図るため、施設の老朽化状況を調べ、機能診断を実施し、その結果に基づき、当該施設の機能を保全するために必要な対策方法を定めた機能保全計画を策定し、計画に基づく施設の保全工事を実施していく水産基盤ストックマネジメント事業を国等へ要望してまいります。

次に、本年度から早田地区において実施しております環境・生態系保全活動支援事業につきましては、早田漁協を中心に早田区、三重大学、シードリームなど

により、昨年１２月に早田湾の磯焼け対策計画を策定し、三重大学による現場海底のモニタリングを行い、その結果をもとに２月２７日に２５名が参加して、ウニ駆除、ウニフェンスの設置や母藻の設置を実施し、藻場機能の回復を図っております。

また、曾根・賀田地区におきましても、旧曾根浦漁協を中心に曾根区、賀田区、採石業者などにより、本年１月に賀田湾の干潟機能回復計画を策定し、２月２日に１７名が参加して、干潟のモニタリングやアサリの天敵であるツメタガイの駆除、１９日には採石業者の協力を得て、重機による古川河口の耕うんを実施し、干潟機能の回復を図っており、今月中に稚貝の放流を行う予定であります。

次に、林業振興についてであります。

林産業につきましては、間伐などの手入れや主伐後の造林を行わない放置林が増加していることが、環境保全の面においても課題となっており、森林を有効活用し、公益的機能を維持するために、間伐特別措置法に基づく補助事業等を十分に活用しながら森林整備の充実に努めてまいりたいと考えています。

また、市有林事業につきましては、平成２４年度からの主伐を計画しており、全国的に国産材の市場価格の低迷が続いている状況を踏まえ、安定した収入を確保すべく、主伐予定地の踏査及び市場価格の調査を行っているところであります。

また、主伐地については、伐採後２年以内の植林を実施する必要があることから、その後の植林計画につきましても、補助事業等の活用についてあわせて確認・検討を進めてまいります。

なお、林道基盤整備事業につきましては、本年度、国の補正予算で採択を受けた林道の舗装事業を新年度も引き続き進めるとともに、この主伐計画に合わせた林道の開設や改良事業についても整備計画を策定し、国庫補助事業の採択に向けて予算要望を行ってまいります。

次に、農業振興についてであります。

昨年１２月に施行された改正農地法による影響や、本年４月から開始される戸別所得補償モデル対策事業など、従来の制度が大きく変わる年となります。

戸別所得補償モデル対策事業は、水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている水稻農家に対して補てんを行う所得補償や、食糧自給率向上の主力となる麦、大豆、米粉用米、飼料用米などについて、簡素でわかりやすい助成体系のもとに生産拡大を促す助成金を交付する２つの事業が実施されることとなっております。この制度の周知につきましては、東海農政局とともに先月１９

に水稻農家を対象とした説明会を実施したところであります。

また、改正農地法関連としましては、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地利用集積円滑化事業が4月から始まります。これは、市町村や農協など公的な機関が、農地の所有者の委任を受け、所有者にかわって農地の貸し付け等を行う事業であります。本市におきましても、高齢化や過疎化による担い手不足、また鳥獣被害等により耕作されていない農地、いわゆる遊休農地が増加しておりますが、その解消や発生防止のために、本事業を効果的に活用すべく、農業委員会や伊勢農協を始め、農業関係団体と関係者会議を持つなど、検討を進めているところであります。

次に、獣害対策についてであります。

昨年10月より、緊急雇用創出事業により臨時職員2名を雇用し、被害多発地域の見回りや、被害状況の聞き取り、猿などを見かけた際の追い払い等を実施しております。この獣害パトロールを実施して以降、担当課への苦情・要望の問い合わせが大幅に減り、猿やイノシシの目撃報告も少なくなるなど、一定の成果が上がっているように感じております。

新年度においても、同事業を活用し、獣害パトロールを引き続き実施するとともに、発信器を使った猿の位置把握に努めてまいります。

また、本年度、鳥獣害防止総合支援事業において、尾鷲市鳥獣害防止対策協議会と紀北町鳥獣害防止総合対策協議会との共催で、2月17日に尾鷲市立中央公民館において猿被害対策講演会を開催し、120名以上の来場をいただきました。県農業研究センター山端直人主任研究員とNPO法人サルどこネット鈴木義久代表の2名の専門家から、猿の習性や市街地を含めた被害の現状、そして被害対策に成功した事例の紹介など、貴重な話を聞かせていただき、獣害対策について、改めて住民協力の必要性、地域全体で取り組むことの大切さを、参加者の方々とともに認識したところであります。

なお、両協議会の共催事業としましては、3月25日にも紀北町海山区の紀北町民センターにおいて、イノシシやシカも含めた獣がすみにくい環境をテーマとした講演会の開催を予定しております。

今後も、獣害対策につきましては、近隣市町とも連携を図りながら、地域全体で取り組み、今後も粘り強い対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、産業振興についてであります。

みえ尾鷲海洋深層水取水・分水施設アクアステーションにつきましては、平

平成19年度から平成21年度までの3年間、尾鷲商工会議所を指定管理者として施設運営を行ってまいりました。新年度からの指定管理者につきましては、本年1月20日、尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設指定管理者選定委員会を開催し、新年度からの3年間における指定管理者候補団体として、同会議所を選定いたしました。その選定の理由としましては、同会議所が持つ公的機関としての側面や、海洋深層水事業の理解度、また過去3年間の実務経験から培ったノウハウなどが評価されました。このことから、本定例会に指定管理者の指定について議案を上程いたしましたところです。

海洋深層水の活用状況につきましては、一昨年以降、活魚の運搬に深層水を使う活魚運搬車が増加しており、深層水の鮮度保持における効果が活魚運送業者の皆様にも認知していただいた結果だと思っております。

また、市内に立地していただいた株式会社尾鷲名水と株式会社モクモクしお学舎におきましては、順調に業績を上げられており、本市の海洋深層水事業のリーディングカンパニーとして、さらなる躍進に期待をしているところです。

一方、深層水を活用したアワビ・ハバノリの陸上養殖試験につきましては、平成21年度から民間企業や三重大学と共同で進めてまいりましたが、新年度は、サツキマスとナマコをこれに加え、より効果的多段的に海洋深層水を活用する陸上養殖モデルの構築を図り、事業化に向けた取り組みを進めてまいります。

新年度におきましても、国や県の制度を活用しながら企業・事業誘致に取り組むとともに、海洋深層水の利活用策についてもその深度や幅を広げながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、商工振興事業についてであります。

まず、農商工連携事業につきましては、本市が既に進めてきたうみ業、やま業のコンセプトをベースに、新商品や新サービス、販売方法などの創出に取り組んでおり、夢古道おわせにおける特産品販売やランチバイキングなどを通して、生産者の顔が見えるサービスの展開を推進するとともに、海洋深層水を始め、地域資源を活用したものづくりも活発に行われてきております。このような農商工連携や地域資源活用の取り組みをさらに推進し、本市の活性化につなげてまいりたいと考えております。

平成21年度から開始した尾鷲まるごとヤーヤ便につきましては、575名の皆様から申し込みをいただき、先般2月に最終便の発送を終えました。尾鷲のさまざまな産品を詰め合わせたヤーヤ便は、出身者の方には懐かしい味を、また、

尾鷲を知らない方にとっては新しい特色ある味をお届けし、好評を得ております。新年度も2年目として、引き続き、ヤーヤ便事業を展開し、都市部を中心に尾鷲の旬の特産品や情報を発信してまいります。また、これとあわせて、流通促進や販路開拓に向けた取り組みについても、尾鷲商工会議所や尾鷲観光物産協会と連携して進めてまいります。

さらに、平成21年度から取り組んでいる魚あらの機能性成分や未利用魚の有効活用に向けた委託研究事業を新年度も引き続き行い、地域資源としての付加価値や新たな事業展開を図ってまいります。

一方、高速道路の開通を控え、熊野古道プラスアルファの地域の魅力づくりが求められており、熊野古道や夢古道おわせなどへの来訪者を本市の商業スペースでもあるまちなかへ誘導し、消費や経済活動に結びつけていきたいと考えています。そのため、集客能力が高い夢古道おわせや熊野古道センターなどと連携する個性的で魅力ある交流空間をまちなかに創造し、来訪者だけではなく市民についても誘導と滞留を図り、消費活動を促進させるための計画づくりを進めてまいります。

このことから、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会等関係機関と緊密な連携を図りながら、新しい取り組みに力を注ぐとともに、国や県の事業なども活用し、地域の雇用機会の創出や商工振興に取り組んでまいります。

次に、集客交流についてであります。

尾鷲市地域資源活用総合交流施設夢古道おわせにつきましては、平成19年度から平成21年度までの3年間、株式会社熊野古道おわせを指定管理者として施設運営を行ってまいりました。新年度からの指定管理者につきましては、本年1月20日、尾鷲市地域資源活用総合交流施設指定管理者選定委員会を開催し、新年度からの3年間における指定管理者候補団体として同社を選定いたしました。その選定の理由としましては、同社が持つ公的側面を重視した事業運営や、本市が推進する集客交流事業の理解度、また過去3年間の運営実績から培ったノウハウなどが評価されました。このことから、本定例会に指定管理者の指定について議案を上程いたしましたところです。

夢古道おわせの運営状況につきましては、一昨年に熊野古道センターとあわせた地域振興ゾーンの整備が完了し、両施設による相乗効果に加え、指定管理者である株式会社熊野古道おわせや尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会等の関係団体を始め、市民の皆様のさまざまなご協力により、夢古道おわせ、夢古道の湯の平

成20年度の来館者は延べ15万人を超えており、本年度も指定管理者の運営努力とスカイフードレストラン等の人気も相まって、昨年度を上回るような状況となっております。さらに、リピーターの確保・拡大を図るため、現状の湯の効能を立証するとともに、新たな湯のデザインなどを進化させる事業を進めてまいります。また、これとあわせてまちなかへの誘導やいやし効果を体感する手段として、健康増進プログラムを構築し、さらなる差別化を図り、熊野古道や地元食などの地域資源を活用した産業の活性化や滞在時間の延長による交流人口の増加などを図ってまいります。

さらに、まちかどHOTセンターを中心とした地域資源の発掘、各地区の体験メニューの商品化、地域住民のまちづくり活動の推進などの取り組みにつきましては、新年度におきましても引き続き進めるとともに、魅力あるさかなのまちを構築するツールとして、尾鷲よいとこ定食や尾鷲よいとこ鯛カレーなどの新メニューを開発し、その食べ方や食べられる店などの情報を全国に発信する尾鷲よいとこ集客交流事業を進め、食による集客交流につなげてまいります。

一方、平成20年度から実施しております、おわせ輪内地区まるごと推進協議会の農山漁村の地域資源を活用した集落活性化事業につきましては、梶賀地区の伝統製法でつくられたあぶりの市内外へのPRや新たな販路開拓、また、三木浦地区におけるウォーキングコースの整備や、椿油の商品開発とこれをさらに進めるための一般コミュニティ助成事業を活用した椿の植樹など、さまざまな活動が生まれきております。このような活動が、コミュニティビジネス化に発展し、地域が将来的に自立し持続することが定住人口の増加や地域の活性化につながることから、今後も本協議会の事業を継続し、輪内地区のさらなる活性化を図ってまいります。

第23回尾鷲磯釣り大会につきましては、部は1月9日から2月14日までのロングラン大会、部は2月28日の1日大会で行われる予定でしたが、部当日は津波による影響で残念ながら時間短縮の形で開催されました。今大会の期間中には、関西・中京方面を中心に延べ6,200名の釣り人が尾鷲の各磯で腕前を競い合っていたいただき、大会を無事終了されております。この大会に当たりまして、ご尽力いただきました実行委員の皆様、並びにご協賛いただきました関係機関の方々にお礼申し上げます次第であります。また、本大会につきましては、釣りのまち・釣りのメッカとしてのPRとともに、魅力あるさかなのまちとして、さらに集客につなげていくためにも、今後も引き続き開催していただきたいと考

えております。

次に、福祉施策についてであります。

まず、子育て支援についてであります。子ども手当は、次世代の社会を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援するという観点から実施されるもので、現在実施している児童手当を併用する形で、その対象者を中学校修了までの児童に拡大し、1人に月額1万3,000円を支給するものであります。

また、保育所を始め、尾鷲小学校と宮之上小学校で実施しております放課後児童クラブや、尾鷲第二保育園に開設されている子育て支援センターなどを活用した子育て支援を通して、安心して子育てができ、仕事と生活との調和がとれた生活環境への取り組みをさらに進めてまいります。

次に、一人親家庭へも引き続き支援を行ってまいります。これまでに主に母子家庭を対象に、その自立を支援する目的で支給してきました児童扶養手当につきましても、新年度よりその対象が拡大され、一人親家庭全体に支援を行っていくものであります。また、母子家庭における母親の看護師や保育士などの資格取得に対し、新たに高等技能訓練促進費を設け、自立の後押しを進めてまいります。

次に、高齢者施策についてであります。介護予防対策として、引き続き生活機能チェックを実施していくとともに、それに基づく介護予防事業を実施し、いつまでも元気であるための健康づくりを推進いたします。また、緊急通報システム管理や食の自立支援事業も継続し、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができる社会、地域で支え合う仕組みづくりに努めてまいります。

次に、障がい者施策についてであります。引き続き障害者自立支援法に基づき、障がい者や障がい児が自立した日常生活、社会生活を営むことのできるよう必要な福祉サービスの給付の支援に努めるとともに、自立するための雇用の促進も図ってまいります。昨年末には、新たな指定就労支援（A型）事業所やきやまふぁーむが開設され、さまざまな雇用支援を行っていただいております。さらにさまざまな企業にも雇用の協力要請を行ってまいります。

また、障がい者を取り巻く各主体の活動の指針となる紀北地域障がい者福祉計画の計画期間は平成22年度までとなっていることから、新年度において新たな計画を策定してまいります。本地域には、相談事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として紀北地域自立支援協議会が設置されており、この協議会を中心に議論を重ね、障がいの有無にかかわらず、地域住民が相互に個性を尊重し、安心して暮らすことのできる

る地域社会の実現を目指した計画の策定に取り組んでまいります。

次に、健康づくりについてであります。

現在、本市の高齢化率は35%を超え、加えて過疎化、少子化の進行に伴い生活環境が著しく変化するとともに、健康に関する価値観も多様化してきておりますが、今後も、健やかに生まれ、健やかに育ち、健やかに老いることを基調として、ライフサイクルに応じた各種の健康づくり事業を実施してまいります。

特に、安心して子供を産み育てるという観点から、尾鷲市次世代育成支援行動計画に基づき、妊婦教室の充実を図るとともに、妊婦健康診査費用の支援につきましても、引き続き実施してまいります。

また、乳幼児の健康課題の一つである虫歯予防につきましては、虫歯予防教室を中心に、フッ素塗布事業、1歳6カ月健診、3歳児健診等において、親子への歯科保健指導の充実を図ってまいります。

成人病予防につきましては、脳卒中予防事業を中心に生活習慣病予防教室等の実施、各地区での健康相談、健診後の特定保健指導を通して、健康知識の普及啓発、生活習慣改善を進めてまいります。

今後も、医療、福祉、教育関係機関及び市民団体との連携を強化し、市民ぐるみで健康づくりに取り組む体制の充実を図ってまいります。

次に、地域医療についてであります。

現在、全国の過疎地の自治体病院では、少ない医師が朝から深夜まで診療に追われ、月に3回から4回の当直勤務という厳しい労働条件の中でも、懸命に地域医療、救急医療に携わっているところです。

本病院における課題としましては、まずは常勤医師の確保であります。三重大学への派遣協力を始め、インターネット広告の利用、就職紹介専門会社への依頼など常勤医師の確保に全力を挙げているところですが、なおも非常に厳しい状況であります。

このような状況の中、三重県の医師確保対策事業の3本柱の一つでありますパディホスピタルシステムにより、昨年10月から山田赤十字病院に医師を派遣していただき、外来診療、救急診療、週1回の当直、月2回の宿日直勤務など精力的に勤務していただいております。このことは、本病院の医師の負担軽減はもちろんのこと、地域医療を守る即戦力として役割を十分果たされており、山田赤十字病院には非常に感謝しているところであります。

市民の皆様におかれましても、親戚関係の医師の方々に対しまして、本病院へ

のご協力をお願いするものであります。

また、医療提供体制の充実を図るため、本年度は、16列のマルチスライスCTスキャン及び腹腔鏡下手術システムなどの更新を行いました。新年度には、泌尿器科の膀胱尿道鏡検査システムを始め、整形外科の関節鏡セットの更新など高度医療機器等の整備を進めてまいります。

本病院が紀北地域の医療拠点であるという重要な役割を踏まえ、市民の皆様に関与する病院経営を今後も継続していけるよう、最大の努力を図ってまいります。

次に、環境施策についてであります。

まず、一般廃棄物処理基本計画の策定についてであります。本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村に当該区域内の計画策定が義務づけられており、ごみの排出抑制、再生利用、減量化、適正処理及び生活排水処理を推進するため、本市が掲げる上位計画との調和を保ちながら、環境行政における基本的な方針を示し、具体的な目標と計画を定めるものであります。

本市では、平成18年2月に本計画の見直しを行っておりますが、その後も社会・経済情勢、地域の開発計画、住民の要望等さまざまな環境変化があらわれてきています。また、本市の生活排水処理対策については、合併処理浄化槽の整備促進により進めてまいりましたが、整備率の低迷に加え、法定点検等の受検率が極端に低いのが現状であります。そのため、新年度にすべての浄化槽設置世帯を対象とした個別調査により、保守・法定点検、清掃に関する普及啓発を実施するとともに、提出されている浄化槽台帳をあわせて整備してまいります。

これらの状況変化を十分に考慮した上で、平成23年度から平成37年度までの15年間を計画期間とした本計画を策定し、地域の状況変化に対応した一般廃棄物の適正処理を推進してまいります。

次に清掃工場の主な施設補修工事についてであります。本市では、平成14年12月より適用されているダイオキシン類対策特別措置法を遵守するため、排ガス高度処理施設（バグフィルター）を整備しています。ダイオキシンはバグフィルターのろ布に吸着されるため三、四年ごとに交換が必要であり、1号炉は平成18年度に交換しておりますが、既に4年が経過していることから、市民の安心・安全の確保を最優先に、ダイオキシン除去効率の向上を目的に、ろ布の交換工事を実施してまいります。

また、平成3年3月に建設した死亡獣畜焼却炉は、年間で300体を超える焼却処分を行っており、建設から既に18年が経過するなど、老朽化が著しくなっ

てきております。そのため、国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して、キャスター取りかえ、炉内耐火物改修、煙突改修工事など死亡獣畜焼却炉の全面改修を実施し、安定した焼却処分が可能な施設を整備してまいります。

また、清掃工場全体の延命化を図るための計画を策定するとともに、近隣市町との広域による新ごみ処理施設の建設に向けた検討を進めてまいります。

次に、クリーンセンター施設運転保守管理包括業務委託についてであります。

本業務委託の目的は、安全で安定的な運営管理、コストの削減と事業の効率化であり、平成22年度から平成24年度までの3カ年、施設の運転管理、施設維持管理を包括契約するもので、公募型プロポーザル方式で業者選定を行っております。その選定による第1交渉権者と契約に至る詳細について、最終的な交渉を行っているところであります。この契約においては、選定事業者が契約義務として担うべき業務内容を規定することから、その契約に従い適正かつ確実な業務が履行されているかを確認するため、業務の水準を監視することが必要であります。このことから、業務の履行状況の把握、履行状況を検証するためのデータやサンプルの収集、契約に規定された要求水準の遵守の確認等から履行状況を総合的に判断するモニタリングを実施してまいります。このモニタリング結果から、施設の維持管理状況を的確に把握するとともに、施設の運転管理費等の長期的なコストの削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、防災対策についてであります。

東海地震、東南海・南海地震の脅威はもとより、昨年10月の年間降雨量が3,793ミリと全国一を記録した本市にとって、安全・安心のまちづくりを進める上で、より一層の防災・減災対策が喫緊の課題となっております。

昨年10月7日の台風18号においては、早いうちからの避難行動対策が国、県や各方面から評価されているところでありますが、災害時要援護者や地域の実情に即した避難対策は、まだまだ今後検討すべき課題と認識しております。

このことから、新年度において住民主導型避難体制確立事業としてモデル地区を設定し、災害時における要援護者の支援体制を含めた避難行動計画マニュアルを策定していきます。これは、行政による公助や防災情報に依存している受け身の自助意識の現状を、住民みずからの意思で行動する主体的な自助・共助への意識の改革を図ろうとするものであります。また、このモデル地区での成果をもとに、他の地域においても、その地域の実情に即した取り組みの普及をしていくことが、持続可能な減災対策の一助になるものと確信しております。

次に、独立行政法人海洋研究開発機構（ジャムステック）が文部科学省の受託事業で進めております地震・津波観測監視システムについてであります。海底ケーブル敷設工事及び元古江小学校講堂跡地に建設されます陸上局舎につきましては、双方の工事とも順調に進んでおり、今月末には試験運用が開始される予定であります。また、陸上局舎内に設けられます、海学や防災教育などを目的とした啓発スペースの活用につきましては、現在、ジャムステック、三重大学、県と本市で連携しながら検討を進めており、近いうちにその計画をお示しし、施設の整備を図っていきます。

次に、都市基盤整備についてであります。

熊野尾鷲道路につきましては、平成22年度中に尾鷲・熊野間の逢神曾根トンネルの貫通が予定されており、近畿自動車道紀勢線においても、平成23年に尾鷲北・海山インターチェンジ間が供用開始されることが発表されています。

また、近畿自動車道紀勢線及び熊野尾鷲道路の継続促進に配慮されましたことについて、改めて国土交通省を始め、関係各位に対し、深く感謝を表する次第であります。

さらに、国土交通省から先般発表された高速道路無料化社会実験計画では、伊勢自動車道の津インター以南の高速道路料金無料化が計画されていることから、入り込み客等の増大が期待され、今後、紀勢自動車道と熊野尾鷲道路が接続されることにより、中部圏及び近畿圏とのネットワーク化が構築され、三重県南部の恵まれた自然環境や豊富な農林水産資源、そして歴史的な文化遺産を生かした地域間の活発な交流が期待されます。

本市といたしましても、東紀州の活性化を担う高速道路、地域住民の安全・安心を支える命の道の早期完成を願う運動を、今後も強力に展開してまいります。

次に、学校施設の耐震化についてであります。

本年度におきましては、小中学校耐震整備総合計画に基づき、尾鷲中学校第1棟校舎の解体工事に着手し、本年度に工事が完了する予定であります。

また、向井小学校につきましては、本年度に耐震補強設計を終え、新年度には、鉄骨Kブレース4カ所、高架水槽架台補強1カ所、ひさし補修などの耐震補強工事に着手し、夏休み中の完成を目指してまいります。

尾鷲小学校につきましては、新年度に鉄筋コンクリート校舎の耐震補強工事及び内部改造工事と木造校舎の改築工事の実施設計に入り、実施設計完成後に、まず、鉄筋コンクリート校舎耐震補強工事及び内部改造工事に着手いたします。

その他の学校につきましても、国の学校耐震化に関する予算等の動向を注視する中で、小中学校耐震整備総合計画に基づき、順次、進めてまいります。

次に、学校支援事業についてであります。

近年、学力低下、問題行動及び不登校児童・生徒の増加、いじめを苦にした自殺等が社会全体の大きな課題となっており、学校教育においては、教育の原点に立ち返った早急かつ基本的な対策が求められております。

特にこの傾向は、中学校において顕著にあらわれており、新年度におきましては、尾鷲中学校区を中心に、学校支援についての3事業を展開していきたいと考えております。

1点目の学習支援事業につきましては、5名程度の学習支援ボランティアを尾鷲中学校に配置し、授業の補助的役割や放課後の補習授業にかかわっていただき、生徒の基礎学力の定着及び学習意欲の向上を図っていききたいと考えております。

また、教職員の指導力向上のためにも、現在、全国的に大きな成果を上げている学びの共同体の手法を取り入れ、指導方法の改善を図りながら、児童・生徒が主体的に考え、表現する場を保障するとともに、相互に認め合い、高め合う授業づくりを目指してまいります。

2点目の生徒指導研究推進事業につきましては、Q-U調査（学校満足度尺度調査）を実施することにより、子供たちの実態を把握し、いじめや不登校の未然防止に努めるとともに、講師を招いた研修会の中で分析方法を学びながら、指導方法の改善を図ろうとするものであります。

3点目の児童・生徒のための教育支援事業につきましては、尾鷲中学校区に相談員を配置し、小学校から中学校にかけて同じ相談員が継続的に相談活動を行うことで、子供たちや保護者に安心感を与えるとともに、学校間の連携を強化していききたいと考えております。

次に、外国語活動ボランティアについてであります。

平成20年3月28日に告示された小学校学習指導要領では、小学校第5学年及び第6学年において、それぞれ年間35単位時間の授業時数を確保し、外国語活動を実施することとされています。ALTにも補助的役割を担っていただきますが、時間数が不足するため、平成22年度においては、市内の各小学校にALTとともに外国語活動ボランティアを配置し、外国語活動推進のための支援を行ってまいります。

次に、マイはし文化の定着についてであります。

日本では、割りばしを1年間に約250億ぜん、1人当たりの年間使用量約200ぜん程度と言われており、この量は平均的な木造家屋約2万軒分の木材に相当するとの試算もあります。

日本で使用される割りばしのほとんどは安い外国産であり、外国ではこの割りばしを生産するために森林が伐採され、国土の荒廃が起こっていると聞いております。もし、日本の伝統的割りばしのように、間伐材や端材を使用するのであれば、資源の有効利用、林業の活性化をもたらし、むしろ地球環境の保全と資源保護につながります。

また、食事に毎日はしを使うことは、子供たちの知能の発育にもよく、思考力、記憶力、注意力を増進させると言われております。自分自身で自分が使うはしをつくることで、個性を生かし、物を大切に作る心もはぐくみ、環境保護の大切さを感じていただくため、マイはし文化の定着を進めてまいります。

まず、マイはし文化講演会の開催や、資源の有効利用を目的とした尾鷲ひのきの間伐材を材料に、各地区公民館においてマイはしをつくる体験教室講座を開催いたします。また、小学生を対象としてマイはしを作成し、学校での使用とともに環境保護の意識を高めるなどマイはし文化の担い手として育成してまいります。

将来的には、マイはしやはし袋コンテストの開催や、マイはしマイスターの認定、さらに、市内の飲食店にマイはしを持参したお客様にサービスを提供していただくマイはし協賛店を募集するといった広がりを考えており、食文化を通じて、携帯用マイはし、はし袋の尾鷲スタイルを推進し、市内への定着を図ってまいります。

次に、市立運動場改修事業についてであります。

市立運動場は、昭和42年に尾鷲総合病院の建設に伴い現在地に移転し、野球場及びテニスコートを中心に整備がされました。昭和63年には、市営野球場の建設に伴い、陸上競技用300メートルトラック、サッカー、ソフトボールなどの兼用施設として改修し、現在に至っております。改修から22年が経過し、その間、雨などにより流出した表土の補充を行ってきましたが、現状は、陸上競技用トラックの縁石が表土の流出により突出し、他の種目の支障となっております。また、全面的な表土の流出により、表土の下の小石まじりの土が露出し、フィールド内外の利用に支障を来している状況であります。

このため、本年度、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して、陸上競技用トラックの縁石を撤去し、全面的な土舗装を実施することにより、グラウンドゴ

ルフの全面的な使用が可能になり、ソフトボール競技やサッカー競技など、さまざまなスポーツ競技が支障なく使用できるようになります。また、トイレ、器具倉庫の改修や休憩ベンチ、ソフトボール用日よけベンチの設置、さらに、土のテニスコートを駐車場に改修することにより、車での利用がスムーズになるなど、多くの市民の方々がより利用しやすい施設の整備を進めてまいります。

次に、交通体系についてであります。

昨年7月からふれあいバス3路線の実証運行を開始し、8カ月が経過いたしました。ふれあいバス3路線につきましては、昨年12月までの全体収支率が約40%であり、尾鷲市地域公共交通総合連携計画における平成23年度の下限数値50%を下回っているものの、再編前の全体収支率と比較すると5%以上向上しているほか、本年1月から2月にかけて実施いたしました尾鷲市公共交通に関するアンケートにおいても、ふれあいバスの認知度が86.2%に向上するなど、地域のバスとして定着しつつあります。

しかしながら、九鬼・輪内地区から市街地への直通バス八鬼山線、ハラソ線の収支率46.4%に対して、市内巡回バス尾鷲地区の収支率が17.9%と低いことから、収支率と利便性の両輪の向上に努め、運行を継続させる仕組みの確立が課題となっております。

このような状況を踏まえ、市民の皆様の声を大切にするとともに、公共交通を維持・継続していくためにもマネジメントサイクルによるふれあいバスの改善に取り組んでいくことが重要であり、今後、尾鷲市地域公共交通活性化協議会において、アンケート調査結果や乗降調査、年間の収支率を十分に考慮する中で、ふれあいバスの維持・継続はもちろんのこと、効率的かつ効果的な改善に向けて協議してまいります。

次に、大曾根コミュニティセンター建設事業についてであります。

現在、大曾根地区の災害時における避難場所や地域コミュニティ活動の拠点は、地元漁協の1室をお借りしている状況であり、今後予想される東海地震、東南海・南海地震や大雨による避難場所として、また、少子化が進む中、より地域コミュニティを醸成させていく観点からも、「誰もが使いやすく、安心・安全な地区コミュニティセンター建設」の要望書がかねてより提出されてきました。

そのため、本市では、補助金等の活用や地元との負担金の調整、立地条件などの諸条件を精査し、災害時の第1次避難場所である大曾根浦駅前広場に隣接した尾鷲警察署大曾根浦駐在所跡地に大曾根コミュニティセンターを建設するため、

財団法人自治総合センターのコミュニティセンター助成事業に申請し、先日、平成22年度事業採択の内定がありました。

コミュニティセンター建設後は、災害時における避難場所としてはもちろんのこと、生涯学習活動、公民館活動のほか、自主的な地域活動の拠点として活用していただきたいと考えております。

本市では、従来から行財政改革に取り組んでまいりましたが、平成17年度に策定した現在の集中改革プランは本年度で終了することから、新たな行財政改革プランの策定に着手いたしました。

新改革プラン策定並びに実施に当たり、行財政改革の推進体制を強化する観点から、行財政改革推進本部の下部組織としてワーキンググループを新たに設置しました。このワーキンググループは、中・長期の将来展望を見据えた新たな発想でプランを検討していくために、30代、40代の中堅職員17名で構成しており、現在、調査、研究を始めたところです。新改革プランでは、現行のプランにおける48の取り組み項目を検証し、その達成度や成果等を踏まえ、引き続き取り組むべきものは、多様化する行政課題に即したものに改め、これを継承し、さらに、市民サービスの質の向上など新たな視点を積極的に取り入れます。

また、新改革プランに先立ち、この市民サービスの質の向上については、まず職員のやる気向上や闊達な職場風土の醸成が肝要であることから、これらを解決する手法として経営品質の向上活動が効果的であると考え、去る2月16日に三重県職員を講師に迎え、経営品質向上研修会を実施いたしました。

今後は、この経営品質向上活動を取り入れながら、市民の皆様信頼される市政、市役所を目指し、質の高い市民サービスを提供できるよう努めてまいります。

行財政改革は、終わりのない取り組みであり、刻々と変化する環境の中で、自律的・継続的な行政運営を目指し、不断の決意を持って取り組んでまいります。

続きまして、今回提案しております議案第1号「平成22年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から、議案第24号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理者の指定について」までの24議案についてご説明いたします。

本市の財政見通しは、歳入面での経済不況の影響により、税収入が大幅に減少する見込みではありますが、普通交付税については雇用対策・地域資源活用臨時特例費の創設など1兆1,000億円の増額や、臨時財政対策債の発行可能額も増加が見込まれることから、市税の減収分は補てんできる見込みであります。

一方、歳出面では、集中改革プランに基づき人件費の削減を始め、歳出削減に

努めているものの、扶助費や公債費などが増加し、大幅な経費の削減は難しい状況にあり、引き続き厳しい財政運営が続くこととなります。

しかしながら、このようなときこそ地域資源を利活用した地域の活性化に結びつく施策が重要と考えており、限られた予算の中で、新たな事業を展開してまいります。

また、学校施設の耐震化や防災対策、地域福祉の向上を目指した災害時要援護者避難支援体制の整備を進めるため、平成22年度一般会計当初予算を前年度比4億2,724万1,000円増の82億8,700万円としたところです。

それでは、平成22年度当初予算(案)についてご説明いたします。

お手元に配付の平成22年度当初予算主要事項説明をごらんください。まず、1ページをごらんください。

当初予算の規模は、一般会計は対前年度比5.4%増の82億8,700万円、特別会計の国民健康保険事業会計は4.3%減の28億941万8,000円、老人保健医療事業会計は、大部分が後期高齢者医療事業に移行したことにより70.7%減の132万9,000円、後期高齢者医療事業会計は4.2%減の5億1,232万5,000円、公共下水道事業会計は前年度と同額の276万6,000円、企業会計については、病院事業会計で1.5%減の48億5,656万8,000円、水道事業会計は2.4%減の7億9,096万3,000円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比1.1%増の172億6,036万9,000円と定めたところです。

次に、一般会計の歳入予算についてご説明いたします。

2ページをごらんください。

市税につきましては、対前年度比4.7%減の22億3,904万1,000円を計上しています。減収の主な要因としましては、地域経済の低迷による個人市民税並びに法人市民税の減収、時点修正による固定資産税、都市計画税の減収や喫煙者の減少によるたばこ税の減収などによるものです。

地方消費税交付金は20.0%減の1億6,000万円、自動車取得税交付金は6.2%減の3,000万1,000円の計上となっております。これらは、経済不況の影響による購買力の低下による減収を見込んだものであります。

地方特例交付金は31.0%減の2,000万円を計上しておりますが、これは、平成11年度からの恒久減税補てん措置として交付されていましたが特別交付金の廃止によるものです。

地方交付税につきましては、国において、1兆1,000億円が増額となりましたが、経済不況による各地方公共団体への影響が不透明であることから、平成21年度決算見込み額とほぼ同額の32億2,800万円を計上しております。

国庫支出金は19.5%増の7億7,070万7,000円を計上しております。この主な要因は、生活保護費などの民生費国庫負担金7,656万7,000円、学校耐震整備に係る安全・安心な学校づくり交付金1,926万7,000円などの増によるものです。

県支出金は6.3%増の5億4,163万4,000円を計上しております。この主な要因は、海洋深層水多段活用型陸上養殖試験委託料等に係る三重県ふるさと雇用再生特別基金事業市町等補助金2,388万8,000円、三重県知事、三重県議会議員選挙並びに参議院議員選挙が執行予定であることから選挙費委託金2,780万円などによるものです。

市債につきましては、臨時財政対策債の増加などにより15.5%増の5億3,720万円を計上しております。

予算編成に当たり、不足する財源につきましては、財源調整基金を1億5,202万4,000円のほか、その目的に合わせ、公共施設等基金を4,701万円などの、合わせて2億752万5,000円の取り崩しを計上しております。

次に、一般会計歳出予算の主な概要についてご説明いたします。

4ページをごらんください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比4.3%増の44億5,393万8,000円となっております。

この内容は、人件費において2.0%減の17億3,549万3,000円を計上しております。減少の要因としましては、定員適正化計画による正規職員の削減等が主なものでございます。

扶助費につきましては、生活保護世帯の増加などにより、10.1%増の16億1,763万5,000円を計上しております。

公債費は、クリーンセンター整備事業債の元金に対する据置期間が終了し、償還額が増加することにより、対前年度比7.1%増の11億81万円を計上しております。

その他の経費のうち、物件費につきましては、総合計画策定委託料や、3年に1回行われる土地鑑定評価業務委託料などの増により、7.7%増の13

億 7 5 9 万 2 , 0 0 0 円を計上しております。

補助費等は、市税過年度分還付及び還付加算金、三重紀北消防組合への負担金の減少などにより、4.9%減の9億9,043万6,000円を計上しております。

繰出金は、紀北広域連合分担金が増加したものの、後期高齢者医療事業特別会計繰出金が減額となるため、3.1%減の8億4,745万6,000円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費の総額は、64.1%、2億2,035万6,000円増額の、5億6,407万1,000円の計上であります。その内容は、補助事業費においては、学校耐震整備事業などにより8.3%増の1億7,973万1,000円であります。単独事業費では、清掃工場の1号炉バグフィルター補修及びろ布取りかえ工事などにより152.6%増の3億2,102万8,000円を計上し、大幅な増となっております。

県営事業負担金は、尾鷲港港湾改修事業地元負担金の増額などにより31.7%増の5,333万4,000円、受託事業費は、受託造林費で1.7%減の997万8,000円をそれぞれ計上しております。

次に、債務負担行為であります。

16ページをごらんください。

クリーンセンター施設運転保守管理包括業務委託のモニタリング等業務委託料として、その期間を平成23年度から平成24年度まで、限度額を1,050万円とするものであります。

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

17ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、対前年度比4.3%減の28億941万8,000円を計上しております。主な要因としましては、老人保健拠出金が大幅な減少見込みであることによるものです。

18ページをごらんください。

老人保健医療事業特別会計につきましては、後期高齢者医療事業への移行による医療諸費の減少により、対前年度比70.7%減の132万9,000円を計上しております。

19ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、対前年度比4.2%減の5億1,232万5,000円を計上しております。これは、職員数の減による総務費と医療給付費の減による広域連合負担金の減によるものであります。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、昨年度と同額の276万6,000円を計上しております。

続きまして、企業会計についてご説明いたします。

20ページをごらんください。

病院事業会計につきましては、対前年度比1.5%減の48億5,656万8,000円を計上しております。業務の予定量は、入院が1日平均189人、年間延べ6万9,131人、外来が1日平均467人、年間延べ11万3,537人を見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入が37億8,058万8,000円、支出は44億5,423万4,000円を計上しております。

資本的収入及び支出では、収入が2億8,005万5,000円、支出は4億233万4,000円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,227万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

次に、債務負担行為であります。

学資貸与金で、期間が平成23年度、限度額240万円、次に、財務会計システム更新事業で、期間が平成23年度、限度額850万円、次に、給食業務委託で、平成23年度から平成25年度まで、限度額1億4,900万円とするものであります。

次に、21ページをごらんください。

水道事業会計につきましては、対前年度比2.4%減の7億9,096万3,000円を計上しております。業務の予定量は、給水戸数1万1,391戸、年間給水量469万4,000立方メートル、1日給水量1万2,860立方メートルを見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入が5億1,055万2,000円、支出は5億2,979万9,000円を計上しております。

資本的収入及び支出では、収入が4,105万9,000円、支出に2億6,116万4,000円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億2,010万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんす

るものであります。

次に、債務負担行為であります。

矢浜取水井用地貸借料で、期間は平成23年度から平成26年度まで、限度額が800万円、次に、料金システム貸借料で、期間は平成23年度から平成27年度まで、限度額630万円、次に、水道窓口及び検針収納業務委託料で、期間は平成23年度から平成25年度まで、限度額9,576万円とするものであります。

続きまして、平成21年度補正予算(案)についてご説明いたします。

今回の補正予算は、各事業の精算などによるものと、退職手当の増額並びに国の第2次補正予算に計上された地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用した事業が主なものであります。

それでは、お手元に配付の一般会計補正予算(第10号)主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計が7,274万5,000円を増額、国民健康保険事業会計1億1,001万8,000円、老人保健医療事業会計363万7,000円、後期高齢者医療事業会計1,253万1,000円、病院事業会計4,546万9,000円、水道事業会計5,327万5,000円をそれぞれ減額し、これにより各会計を含めた予算総額を183億3,102万5,000円とするものであります。

まず、一般会計からご説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の主な概要につきましては、市税では、地域経済の低迷による個人市民税及び法人市民税が減収見込みであることから、2,785万7,000円を減額するものであります。

分担金及び負担金717万8,000円の減額は、三木浦漁港特定漁港漁場整備事業地元分担金120万円の増額と、保育所入所保護者負担金の914万2,000円の減額などによるものであります。

使用料及び手数料59万6,000円の減額は、戸籍手数料などの総務手数料105万8,000円の減額と幼稚園保育料61万5,000円の増額などによるものであります。

国庫支出金7,815万8,000円の増額は、国の平成21年度補正予算第2号、地域活性化・きめ細かな臨時交付金6,909万4,000円や生活保護費負

担金 7 8 9 万 2 , 0 0 0 円の増額並びに子ども手当準備事業費補助金 4 4 0 万 3 , 0 0 0 円などによるものであります。

県支出金 2 , 4 2 1 万 5 , 0 0 0 円の減額は、衆議院総選挙の事業費の確定による 3 9 2 万 5 , 0 0 0 円の減額などによるものであります。

財産収入 1 2 8 万 8 , 0 0 0 円の増額は、定期預金の利子による基金運用収入などによるものであります。

寄附金は、ふるさと納税分として 5 件 7 5 万円と一般寄附金 3 件 4 0 万 4 , 0 0 0 円の増額と、外国人漁業技術研修事業寄附金など 3 2 万円の減額により 8 3 万 4 , 0 0 0 円の増額であります。

諸収入 4 5 1 万 1 , 0 0 0 円の増額は、消防団員退職報償金収入 3 5 0 万円などによるものであります。

市債 4 , 7 8 0 万円の増額は、国補林道整備事業債が減額となったものの、普通退職に伴う退職手当債の増加によるものであります。

次に、歳出についてであります。

3 ページをごらんください。

議会費 1 5 0 万 3 , 0 0 0 円の減額は、議会運営費の普通旅費の減額などによるものであります。

総務費 6 , 1 9 5 万 7 , 0 0 0 円の増額は、普通退職に伴う退職手当の増額と財政調整基金や公共施設等基金などの積立金の増額などによるものであります。

民生費は、紀北広域連合分担金や生活保護費などが増額となるものの、入所者の減による老人ホーム聖光園指定管理料や保育所運営費などが減額になることから、2 , 4 9 3 万 2 , 0 0 0 円の減額であります。

衛生費は、ごみ処理費などが減額となるものの、国の 2 次補正、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として死亡獣畜焼却場改修事業 5 5 1 万 3 , 0 0 0 円を追加したことによる 2 9 5 万 4 , 0 0 0 円の増額であります。

農林水産業費 2 2 9 万 9 , 0 0 0 円の減額は、林業費や山林事業費の事業量の確定や、須賀利地区の防潮扉動力化工事の完了に伴う精算によるものなどであり
ます。

商工費 3 2 7 万 6 , 0 0 0 円の減額は、魚あら・未利用魚の有効活用システム研究事業委託料などの減額によるものであります。

土木費 2 , 5 0 4 万 8 , 0 0 0 円の増額は、国の 2 次補正、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として、市内各所道路改良工事 3 , 0 0 0 万円の増額と、公

営住宅解体工事が完了したことによる188万1,000円の減額などによるものであります。

消防費477万9,000円の増額は、三重紀北消防組合負担金と消防団員退職報償金の増額によるものであります。

教育費1,001万7,000円の増額は、ICT環境整備事業として、パソコン等の備品購入費が入札により小学校、中学校、幼稚園、公民館合わせて2,005万2,000円の減額となったことと、国の2次補正、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業を活用して、市立運動場のグラウンドや駐車場の整備を行う改修事業として4,000万円を計上したことによるものであります。

次に、繰越明許費であります。

9ページをごらんください。

3款民生費、2項児童福祉費の子ども手当システム改修委託料につきましては、国の2次補正分の事業で、年度末までの期間が短いことから、年度内で執行することが困難なため繰り越しするものであります。

次に、4款衛生費、3項環境衛生費の死亡獣畜焼却場改修事業、7款土木費、2項道路橋梁費の市道改良事業、9款教育費、6項保健体育費の市立運動場改修事業につきましては、国の2次補正、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して事業を実施いたしますが、年度内で執行することが困難なため繰り越しするものであります。

次に、債務負担行為補正は、海洋深層水総合交流施設・分水施設指定管理料で、期間を平成22年度から平成24年度まで、限度額を7,489万7,000円、夢古道おわせ指定管理料で、期間を平成22年度から平成24年度まで、限度額を976万5,000円とするものであります。

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

10ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計は、1億1,001万8,000円を減額し、歳入歳出総額を28億1,345万6,000円とするものであります。

主な概要につきましては、歳入では、国民健康保険税が976万2,000円の減額であります。国庫支出金5,118万6,000円の減額は、療養給付費等負担金5,153万7,000円の減額などによるものであります。県支出金6,464万円の減額は、財政調整交付金6,505万1,000円の減額などによるものであります。共同事業交付金1,832万円の減額は、保険財政共同

安定化事業交付金の減額によるものであります。財産収入18万6,000円の増額は、預金利子による財産運用収入であります。繰入金3,370万4,000円の増額は、財政調整基金からの繰入金が主なものであります。

歳出につきましては、総務費33万4,000円の増額は、国保診療報酬等電算委託料の増額によるものであります。保険給付費9,558万3,000円の減額は、一般分被保険者療養給付費6,884万円の減額と一般被保険者高額療養費1,014万円の減額などによるものであります。共同事業拠出金649万3,000円の減額は、高額共同事業医療費拠出金349万3,000円の減額などによるものであります。保健事業費830万5,000円の減額は、受診者の減少に伴う特定健康診査等事業の減額であります。

次に、11ページをごらんください。

老人保健医療事業特別会計は、363万7,000円を減額し、歳入歳出総額を2,786万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、歳出における医療給付費が減少したことにより、支払基金交付金181万8,000円、国庫支出金121万2,000円、県支出金30万3,000円、繰入金30万3,000円が減額するものであります。

歳出につきましては、医療諸費で、医療給付費の減などにより、363万7,000円の減額であります。

次に、12ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計は、1,253万1,000円を減額し、歳入歳出総額を5億2,138万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料は857万9,000円の減額であります。繰入金は、保険基盤安定繰入金などの減額により399万9,000円の減額であります。諸収入は、保険料の延滞金4万7,000円の増額であります。

歳出につきましては、広域連合負担金で、保険料負担金現年度分の減額によるものなどで1,253万1,000円の減額であります。

続きまして、企業会計についてご説明いたします。

13ページをごらんください。

病院事業会計は、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の補正であります。

収益的収入では、医業収益で新型インフルエンザワクチン接種による408万8,000円の増額、医業外収益で18万円の減額であります。

収益的支出では、医業費用で退職給与金などが増額になるものの、給料、手当等が減額となることから、2,472万円を減額するものであります。

資本的収入及び支出では、収入の企業債が2,020万円の減額、支出で建設改良費が2,074万9,000円の減額であります。

次に、債務負担行為であります。

債務負担行為は、警備業務委託として、期間を平成22年度から平成24年度まで、限度額を3,570万円とし、院内清掃業務委託として、期間を平成22年度から平成24年度まで、限度額を7,862万4,000円とするものであります。

次に、14ページをごらんください。

水道事業会計は、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の補正であります。

収益的収入では、年間給水量が予想を下回る見込みであることから、給水収益の減により、営業収益が1,917万2,000円の減額、営業外収益が預金利息の増による49万円の増額であります。

収益的支出では、営業費用が974万7,000円の減額、営業外費用が169万3,000円の増額であります。

資本的収入では、負担金が6万4,000円の減額、企業債が1,150万円の減額であります。

資本的支出では、建設改良費4,522万1,000円の減額であります。

以上をもちまして、平成22年度当初予算及び平成21年度補正予算(案)の説明を終わります。

当初予算主要事項説明の5ページから16ページ及び一般会計補正予算(第10号)主要事項説明4ページから8ページに記載しております主要事項につきましては、冒頭で申し上げました政策体系ごとの施策と重複する部分もありますので、説明を省かせていただきます。

次に、条例案等についてご説明いたします。

議案第14号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」につきましては、昨年8月の労働基準法の改正及び人事院勧告を踏まえ、時間外労働の割合の高まり等に対応し、生活時間を確保しながら働くことができるようにするため、特に長い超過勤務を抑制し、また、超過勤務を命じられた職員に休息の機会を与えるため、1カ月60時間を超える超過勤務手当の支給割合を100分の125または100分の135から100

分の150に、100分の150または100分の160から100分の175に引き上げるとともに、当該支給割合と本来の支給割合との差額分支給にかえて正規の勤務時間においても勤務をすることを要しない日または代替休を指定することができる制度を追加するための一部改正であります。

次に、議案第15号「尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について」につきましては、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、退職手当制度の一層の適正化を図る観点から、退職手当支払い後に在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合、退職した元職員に退職手当の全部または一部を返納させることができるとする、返納の制度及び新たな支給制限を追加するための一部改正であります。

次に、議案第16号「尾鷲市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」につきましては、昨年の人事院勧告において、自宅に係る住宅手当が廃止されたことから、住宅手当の支給基準の一部改正であります。また、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、議案第15号「尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について」と同じく、一部改正を行うものであります。

次に、議案第17号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」につきましては、消防団員の団務に従事した場合の出動手当が平成12年度以降改定されていないことから、紀北地域管内の消防団との均衡を図るために引き上げようとする一部改正であります。また、消防団員は、地方公務員法第3条第3項第5号により、特別職として規定されていることから、旅費支給基準を明確に定めるための一部改正であります。

次に、議案第18号「尾鷲市道路線の認定について」につきましては、個人及び旧東邦石油株式会社からの土地の寄附に伴い、市道路線の認定を行うため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号「尾鷲市道路線の変更について」につきましては、旧東邦石油株式会社からの土地の寄附に伴い、市道路線を変更するため、道路法第10条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第20号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、三重交通株式会社に指定期間を1年間と定めて、指定を行うに当たり、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第21号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」及び議案第22号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会に指定期間を1年間と定めて、それぞれの指定を行うに当たり、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第23号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、株式会社熊野古道おわせに指定期間を3年間と定めて、指定を行うに当たり、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第24号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理者の指定について」につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、尾鷲商工会議所に指定期間を3年間と定めて、指定を行うに当たり、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、「職員の給与に関する条例及び尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」など、11議案の提案説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

ここで、5分間休憩いたします。

〔休憩 午前11時32分〕

〔再開 午前11時40分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第27、議案第25号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」から日程第29、議案第27号「尾鷲市固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの議案3件を一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（三鬼和昭議員） ただいま議題となりました3議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、人事案件 3 件についてご説明をいたします。

議案第 25 号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」につきましては、尾鷲市教育委員会委員岩本芳和氏が、本年 3 月 31 日をもって辞職されることから、その残任期間について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により新たに玉本卓也氏を尾鷲市教育委員会委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

玉本卓也氏は、教育行政に関し理解があり、実直、誠実で人格、識見ともすぐれた方であり、教育委員として適任であると考え、選任しようとするものであります。

次に、議案第 26 号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきましては、3 名の委員のうち、東司氏の任期が本年 3 月 31 日をもって任期満了となります。

東司氏は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で豊富な知識を備えた方であり、公平委員として適任であると考え、同氏を引き続き選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第 27 号「尾鷲市固定資産評価審査委員会委員の選任について」につきましては、本市の、尾鷲市固定資産評価審査委員会は 3 名の委員で構成されており、その 3 名の委員、野田長生氏、植松顯哉氏、北村綾子氏とも本年 3 月 31 日をもって任期満了となります。

このことから、植松顯哉氏、北村綾子氏を引き続き再任として、新たに丸林克彦氏を尾鷲市固定資産評価審査委員会委員に選任しようとするものであります。3 氏ともそれぞれの専門分野における高い識見を有し、実直、誠実な方であり、固定資産評価審査委員会委員として、諸問題の解決に取り組んでいただけるものと確信し、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議題の 3 議案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております3議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております3議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより採決を行います。

最初に、日程第27、議案第25号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(三鬼和昭議員) 起立全員であります。

よって、議案第25号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第28、議案第26号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(三鬼和昭議員) 起立全員であります。

よって、議案第26号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第29、議案第27号「尾鷲市固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。

本議案は、選任の同意を求められています委員の氏名を3名併記とされておりますが、それぞれの委員につきまして採決を行います。

最初に、植松顯哉委員の選任について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、植松顯哉委員の選任については、原案のとおり同意することに決しま

した。

次に、北村綾子委員の選任について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、北村綾子委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、丸林克彦委員の選任について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、丸林克彦委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

以上で、議案第27号「尾鷲市固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第30、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」及び日程第31、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」、諮問2件を一括議題といたします。

事務局長をして、諮問の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼和昭議員) ただいま議題となりました諮問2件につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) それでは、諮問2件についてご説明をいたします。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきましては、稲葉充子氏が、本年6月30日をもって任期満了となります。

稲葉充子氏は、温厚な人柄と的確な判断力をもって諸問題の解決に努められており、引き続き人権擁護委員候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきましては、永田尚身氏が、本年6月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により新たに大瀬欣子氏を人権擁護委員候補者に推薦いたし

たく、議会の意見を求めるものであります。

大瀬欣子氏は、地方行政に長きにわたって携わっており、人格、識見も高く、社会実情に通じ、人権擁護に関し理解もあり、人権擁護委員にふさわしい方であると考え、推薦しようとするものであります。

よろしくご審議賜わりますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議題の諮問に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、南議員。

〔7番（南靖久君）登壇〕

7番（南靖久議員） 質疑しようか迷ったんですけど、この人権擁護委員の推薦について、今、市長から提案理由の説明をいただきまして、稲葉充子さんについては顔も何回か、いろんなどこでお会いいたしまして、合致するんですけども、この大瀬欣子さんに至っては、私はどっかでお会いしたかもしれませんが、全く想像ができないんですわ、現実的に姿、形が。今の市長の説明によりますと、地方行政に長らく勤務され、人格と識見、いずれにおいても高潔な方で、人権擁護委員にふさわしいと、当然、役所として選んでくれる方なので、その点については全く信頼をして、反対なんか一切するつもりはないんですけど、ただ前にも議会運営委員会で、たしか濱口委員さんあたりが、せめて顔写真ぐらいつけていただけんやろかなというような要望があって、たしか検討していただくだとかそういった議論展開があったと思うんですけど。特に、これからはそういったことでも、配慮はしていただけないのかなと、全くまちでお会いしても、顔を知らない状態ですので、もしかすると大変失礼を、いろんな場面で欠礼するのではないのかなと、そういうような自分自身の思いがいたしますもんで、何らかの形やなんかを、これからとっていただければなというような思いがいたしますので、その点について、どのようにお考えか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 前回の議運でしたか、そういう濱口議員からの指摘もありまして、今回、対応をようし切れなかったところではありますが、次回から検討させていただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問2件につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思いません。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております諮問は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより採決を行います。

最初に、日程第30、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第31、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案のとおり同意することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、あす3日から7日まで予算書等の精読等議案調査のため休会とし、8日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願います。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午前11時58分]